

福岡市における宿泊税の課税要件について (福岡市の宿泊税の考え方)

平成30年10月24日

1 福岡市宿泊税の課税要件の検討

2 委員会意見を踏まえた考え方の整理（総括）

宿泊税の課税に向けて検討が必要な項目の整理

- (1) 納税義務者の検討
- (2) 特別徴収義務者の検討
- (3) 税率（税額）の検討
- (4) 免税点の検討
- (5) 課税免除の検討
- (6) 入湯税の検討

前回までの検討

第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会資料より抜粋

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル, 旅館, 簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル, 旅館, 簡易宿所 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊) ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル, 旅館, 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル, 旅館, 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル, 旅館, 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

○民泊への課税

- ・ 宿泊税導入先行自治体において、東京都以外では、いわゆる「民泊」を課税客体に含んでいる。

○東京都の民泊に対する課税への反応 (平成29年8月24日 東京都税制調査会)

- ・ 東京都税制調査会の委員より、民泊利用時の課税に関して「税の公平性の観点から対象にすべき」との意見あり。
- ・ 東京都税制調査会の会長より、「対象に含めるべきだとの意見が多かったのを踏まえて考えたい」との発言あり。

第1回委員会で出された意見（要旨）

- ・ 京都市は、特に制限を設けることなく、広く民泊に対しても税金をかけている。
- ・ 違法民泊の問題や地域住民に対するケアなどに財源を充てるのであれば、広く税金をかける必要がある。

アンケート調査等で出された意見（要旨）

- ・ 民泊から徴収しないのであれば不公平。
- ・ 民泊を含む全ての宿泊施設を対象にし、宿泊料金を問わず、利用者全てを対象にすることで公平性は保たれると考える。

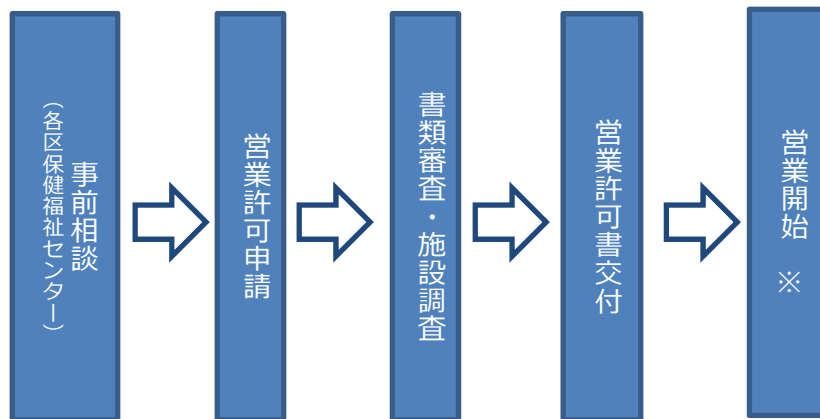
【福岡市宿泊税の考え方(案)】

課税客体を宿泊行為とした場合には、ホテル等と民泊に違いはなく、民泊（いわゆる違法民泊を含む。）にも課税するものとする。

参考：旅館業法に基づく営業許可及び住宅宿泊事業法に基づく届出における手続き

(ホテル等及び民泊への宿泊に課税する場合の宿泊事業者の把握)

■旅館業の営業許可取得手続き (福岡市)

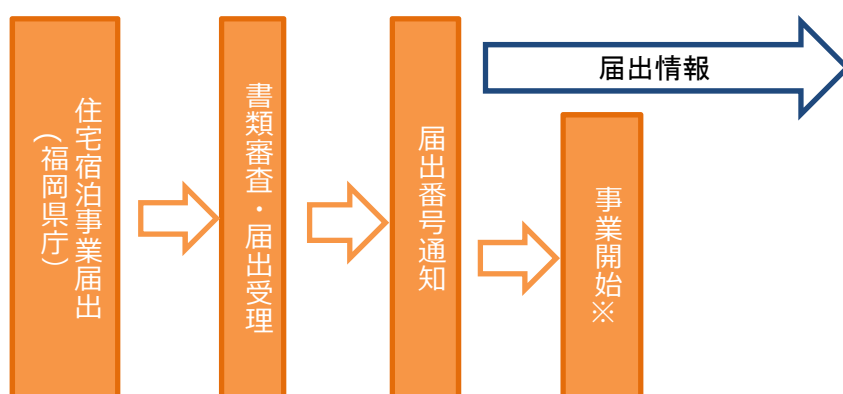


※旅館業法、住宅宿泊事業法のいずれにおいても、営業者は宿泊者名簿を備え、3年間保存する必要がある。

【宿泊者名簿の記載項目】

- ・ 宿泊者の氏名，住所，職業など
- ・ 宿泊者が日本国内に住所を持たない外国人の場合は，その国籍および旅券番号

■住宅宿泊事業法に基づく届出手続き (福岡県)



民泊制度運営システムにより、福岡市は市内届出施設に関する全情報を閲覧可能

先行自治体における徴収方法と申告期限（前回資料に一部追記）

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業を営むもの 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業又は住宅宿泊事業を営むもの 宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。
申告期限	<p>毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>	<p>毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>	<p>毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>	<p>毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>	<p>毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

【福岡市宿泊税の考え方(案)】

全ての宿泊税導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施しており、徴収方法は特別徴収とし、申告期限も同様とする。

前回まで検討

第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会資料より抜粋

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町※2	
		H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例提案※1				
税率	一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円以上1万5千 円未満 100円 ②1万5千円以上 200円	一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円以上1万5千 円未満 100円 ②1万5千円以上2万 円未満 200円 ③2万円以上 300円	一人一泊について、 宿泊料金が ①7千円以上1万5千 円未満 100円 ②1万5千円以上2万 円未満 200円 ③2万円以上 300円	一人一泊について、 宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上5万円未 満 500円 ③5万円以上 1,000円	一人一泊について、 宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	一人一泊または 一部屋一泊の ①宿泊料金の2%	
【参考】	~7千円	非課税	非課税	非課税	200円	200円	100円 ※5千円の場合
	~1万円	非課税	非課税	100円	200円	200円	200円 ※1万円の場合
	~1.5万円	100円	100円	100円	200円	200円	300円 ※1万5千円の場合
	~2万円	200円	200円	200円	200円	200円	400円 ※2万円の場合
	~5万円	200円	300円	300円	500円	500円	1,000円 ※5万円の場合
	5万円~	200円	300円	300円	1,000円	500円	1,600円 ※8万円の場合

※1 大阪府 平成30年9月定例会にて宿泊税条例の改正条例案を提案中。(平成30年9月時点)

※2 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

第1回委員会で出された意見（要旨）

- ・ 特別徴収義務者を宿泊事業者にお願いするのであれば、できるだけ負担を少なくすることを考える必要がある。
- ・ 事務手続きがシンプルな制度設計になるとありがたい。均一にすることが一番よいのではないか。
- ・ 競争力の視点からは、あまり高く税金をかけないというのがいいと思う。

アンケート調査等が出された意見（要旨）※資料1より

（設問）宿泊料金により区分を設けることについて

→税率区分を設けないほうがよいとする意見

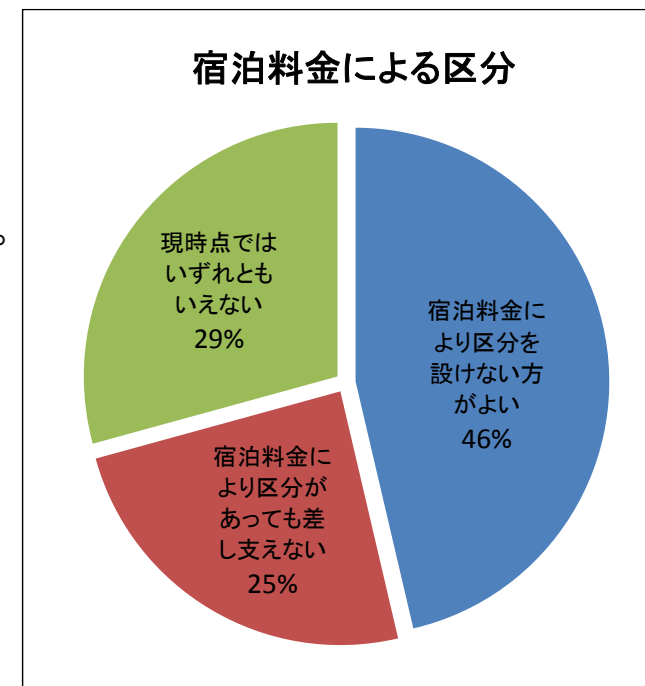
- ・ ホテルシステムの改良にはコストがかかる。
- ・ できるだけ手間がかからないよう一律税額がシンプルでよい。
- ・ 日によって宿泊料金に変動があり、お客様への説明が困難である。

→税率区分があっても差し支えないとする意見

- ・ 他都市で区分の実績があり、今後、一般的になりそうであるため。
- ・ 安価な料金を望む宿泊客が多いため富裕層から徴収すべき。
- ・ 公平性の担保

→税率区分についていずれともいえないとした意見

- ・ インバウンドへの説明が困る。
- ・ 支払う側が公平になるものがよい。



アンケート調査等で出された意見(要旨) ※資料1より つづき

(設問) 税率(税額)について(京都市や金沢市と同様の場合)、負担感等の観点からの宿泊者数などへの影響があるか。

→税率に関して大きな影響があるとした意見

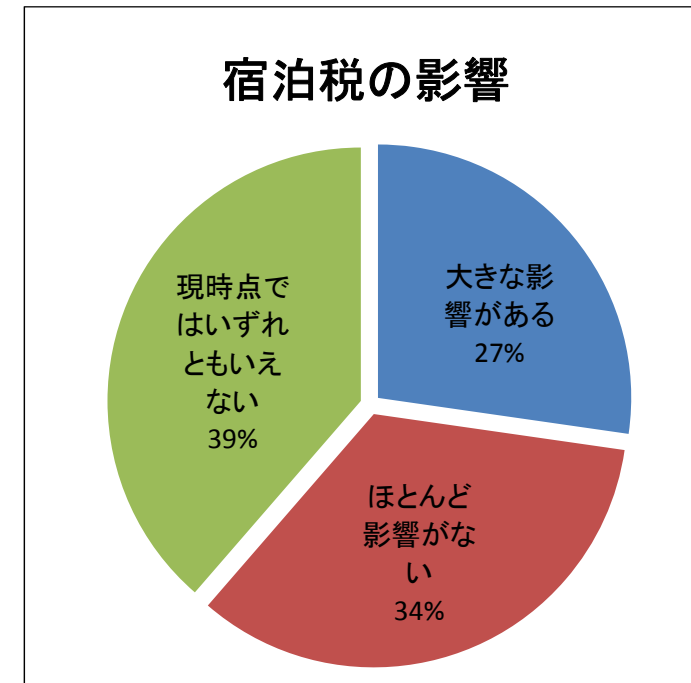
- ・ システム変更も必要となるため、多大な経費負担と作業時間が発生する。
- ・ 税金のかからない他県に流れてしまう可能性がある。
- ・ 民泊のゲストは、料金に敏感である。

→税率に関してほとんど影響がないとした意見

- ・ 他都市の例を見ても影響がないように思う。
- ・ 宿泊税の導入が行き先に福岡市を選択しない理由にはならないと考える。
- ・ ビジネスでは西日本エリアの拠点であり、さほど影響はないと思われる。

→現時点ではいずれともいえないとした意見

- ・ ビジネス客には影響があまり無いように思う。
- ・ 観光客は料金が上がったととらえられると思う。
- ・ 分かりやすく表示し、理解してもらえば問題ないとも考える。
- ・ 消費税増税と重なるタイミングだと、多少の影響はできるかもしれない。



【福岡市宿泊税の考え方(案)】

案	税率	税込、徴税 費用見込(概算)	メリット	デメリット
A案	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満・・・300円 2万円以上5万円未満・・・500円 5万円以上・・・1,000円 ※今後必要となる観光振興策の事業規模 に見合う税率	36.2億円程度 ※徴税費用見込額 1.4億円程度	・ 税込規模が大きく、今後必要 となる観光振興策の事業規模 を満たすことができる ・ 宿泊料金の多寡を税率に反映 させることができる	・ 他都市と比較して税率が高く、納税 義務者の負担が大きい ・ 税率構造が複雑で分かりにくく、 関係者の負担が大きい
B案	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満・・・200円 2万円以上5万円未満・・・500円 5万円以上・・・1,000円 ※京都市の採用税率	24.4億円程度 ※徴税費用見込額 1.4億円程度	・ 宿泊料金の多寡を税率に反映 させることができる	・ 税率構造が複雑で分かりにくく、 関係者の負担が大きい ・ 今後必要となる観光振興策の事業規 模を満たすには、税込規模がやや不 足する
C案	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満・・・200円 2万円以上・・・500円 ※金沢市の採用税率	24.3億円程度 ※徴税費用見込額 1.4億円程度	・ A案, B案と比較して税率構 造が分かりやすく、区分が少 ないため特別徴収義務者の負 担も比較的小さい	・ 今後必要となる観光振興策の事業規 模を満たすには、税込規模がやや不 足する
D案	一人一泊について、 一律 200円 ※京都市、金沢市の最低税率	23.9億円程度 ※徴税費用見込額 1.4億円程度	・ C案と比較して税率構造が分 かりやすく、区分が少ないた め、特別徴収義務者の負担も 小さい	・ 今後必要となる観光振興策の事業規 模を満たすには、税込規模がやや不 足する ・ 宿泊料金の多寡を税率構造に反映 できない

※ 徴税費用は、総務省公表「京都府京都市「宿泊税」の新設」資料を参考とした。

⇒ 今後必要となる観光振興策の事業規模を勘案し、一定の税込を確保しつつ、他都市と同様に比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができるC案を基本としてはどうか。

○さらに整理すべき課題

・ 入湯税においては、宿泊と日帰りで税率に区分を設けており(宿泊150円, 日帰り50円), 宿泊税の創設によって、宿泊行為に新たな負担が生じることについて整理が必要ではないか。 → (6) で検討

前回までの検討

第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会資料を改編・抜粋

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町※2
		H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例提案※1			
免税点	1万円	1万円	7千円	なし	なし	なし

※1 大阪府 平成30年9月定例会にて宿泊税条例の改正条例案を提案中。(平成30年9月時点)

※2 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

○東京都（東京都HPより）

- ・ 宿泊税導入前の調査によれば、都内宿泊施設のホテル・旅館の平均宿泊単価 約1万円

○大阪府（議会答弁より）

- ・ 宿泊税導入前の調査によれば、府内宿泊施設のホテル・旅館の 平均宿泊単価 約9,000円
- ・ 平均宿泊単価より上の値段設定であること、徴税コストや東京都の免税点価格をふまえて免税点1万円と設定。

⇒ 報道によると、平成29年度の宿泊税収が当初見通しを下回ったため、免税点を7千円に引き下げる改正を予定している。

○京都市（京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申より）

- ・ 宿泊客は、日帰り客より滞在時間が長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中消費額も多いことから、担税力が十分あるといえる。
- ・ 低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受していると考えられる。
- ・ すべて宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点は設けるべきではないとの考え。

○金沢市（意見公募の際における公表資料より）

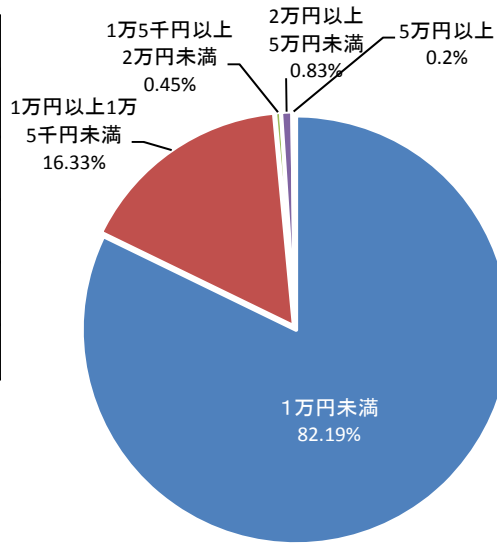
- ・ 京都市の課税客体及び税率を基本として、制度検討する必要がある。

【参考：福岡市の宿泊施設状況】

①福岡市の宿泊施設の価格帯分布(推計)

※宿泊予約サイトの販売価格をもとに推計

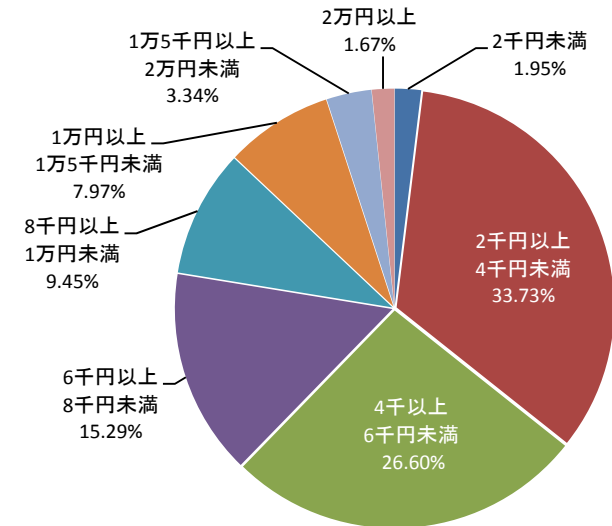
価格帯	割合(%)
1万円未満	82.19
1万円以上 1万5千円未満	16.33
1万5千円以上 2万円未満	0.45
2万円以上 5万円未満	0.83
5万円以上	0.20



②福岡市の民泊施設の価格帯分布(推計)

※大手民泊仲介サイトを元に推計

価格帯	割合(%)
2千円未満	1.95
2千円以上 4千円未満	33.73
4千円以上 6千円未満	26.60
6千円以上 8千円未満	15.29
8千円以上 1万円未満	9.45
1万円以上 1万5千円未満	7.97
1万5千円以上 2万円未満	3.34
2万円以上	1.67



第1回委員会が出された意見(要旨)

- ・ 特別徴収義務者を宿泊事業者にお願いするのであれば、できるだけ負担を少なくすることを考える必要がある。(再掲)
- ・ 事務手続きがシンプルな制度設計になるとありがたい。均一にすることが一番よいのではないか。(再掲)

【福岡市宿泊税の考え方(案)】

宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点については、設けないこととする。

前回までの検討

第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会資料より抜粋

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員 ・倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

【参考】

- 京都市（京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申より）
 - ・ 修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当であると考えます。
 - ・ この他に課税免除の対象を設けるかについては、課税の公平性や宿泊業者の事務負担等も考慮し、検討する必要があります。
- 倶知安町（倶知安町法定外税に係る有識者会議議事録より）
 - ・ 北海道やひらふエリアは特に人手不足だと言われており、インターンシップ生を呼んでおり、このエリアで就職していただきたいということでやっている中で、こういった制度に対して考慮が必要か。

第1回委員会で出された意見（要旨）

- ・ 今の福岡市の宿泊者数や宿泊単価の問題などを総合的に考えると、基本的に全体から広くとっていただくということになるのか。
- ・ 福岡へ修学旅行生が3万人強くらい来ていることをどう考えるか。

アンケート調査等が出された意見（要旨）※資料1より

（設問3）特定の対象を課税免除とする取り扱いについて意見をお願いします。

→課税免除を設けないほうがよいとした意見

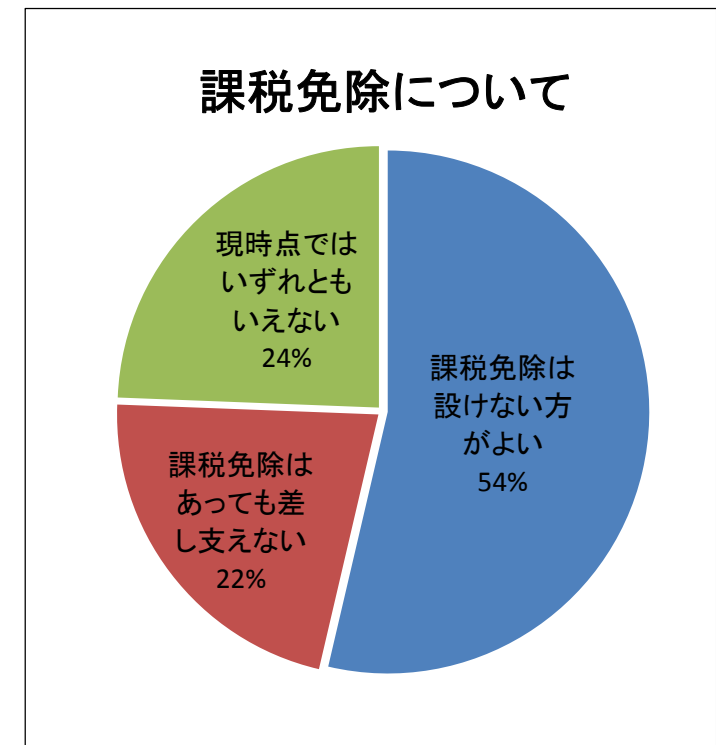
- ・ 基準が難しく、経理作業も煩雑になる。個人の学生等はどう判断して、免除申請等を受けることになるのか不安がある。
- ・ 課税免除をするとホテルシステムの改修が本当に面倒になってくるのでやめていただきたい。
- ・ 公平性が担保されにくいのではないか。
- ・ 京都市ほど修学旅行が多いわけではないため、手間を増やすメリットがあまりない。

→課税免除を設けても差し支えないとした意見

- ・ 免除は理解できる。
- ・ 事務処理が気になるが、教育、国の将来を担うもので免除でもよいのではないか。

→課税免除についていずれともいえないとした意見

- ・ 課税免除措置はあったほうが良いと思うが、その線引きが難しく判断に困る場面が想定される。



【福岡市宿泊税の考え方(案)】

特別徴収義務者（宿泊事業者等）の事務負担等を踏まえ、課税免除は設けないこととする。

（参考）福岡市と京都市における比較

課税団体		福岡市※1	京都市※2	全国修学旅行対象生徒数※3
修学旅行受入数	平成27年度	約3万人	約109万人	約339万人
	平成28年度	約3万人	約110万人	約332万人

- ・京都市における修学旅行生は全国の修学旅行対象生徒数の33.3%のシェアとなっている。
- ・中学生では、対象生徒数のうち65.6%、約3人に2人が入洛（京都市観光総合調査より）。

※1 福岡市経済観光文化局資料より

※2 京都市観光総合調査(平成28年(2016年)1月～12月)より

※3 文部科学省学校基本調査より

(MEMO)

福岡市の入湯税（法定目的税）について

第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会資料より抜粋

○用途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用 ※福岡市は消防施設整備事業費に全額充当

○課税客体（納税義務者）

鉱泉浴場における入湯行為（鉱泉浴場における入湯客）

○徴収方法

特別徴収・・・特別徴収義務者（※鉱泉浴場経営者）が入湯客から入湯税を徴収し、納入する。
※平成30年度 17事業者（18施設）

○税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 50円

○調定額等推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入湯人員	19.9万人	24.1万人	39.7万人	42.3万人
（宿泊）	（9.3万人）	（13.4万人）	（28.0万人）	（29.4万人）
（日帰り）	（10.6万人）	（10.7万人）	（11.7万人）	（12.9万人）
調定額	約1,900万円	約2,600万円	約4,800万円	約5,100万円

※出典：福岡市税務統計 他

【参考】

○京都市税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 100円

○金沢市税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 100円

○倶知安町税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
（1週間以上の長期宿泊の場合は70円）
日帰りの入湯客 1人1日あたり 70円

入湯税の検討に当たっての論点整理

入湯税においては、宿泊と日帰りで税率に区分を設けており（宿泊150円、日帰り50円）、宿泊税の創設によって、宿泊行為に新たな負担が生じることについて整理が必要ではないか。

第1回委員会で出された意見（要旨）※宿泊税の観点から出された意見

- ・ 特別徴収義務者を宿泊事業者にお願いするのであれば、できるだけ負担を少なくすることを考える必要がある。（再掲）
- ・ 事務手続きがシンプルな制度設計になるとありがたい。均一にすることが一番よろしいのではないか。（再掲）

【福岡市宿泊税の考え方(案)】

宿泊税を導入するにあたり、以下の2案が考えられる。

案	税率	メリット	デメリット
A案	宿泊1人1泊 150円 日帰り 50円 ※現行のとおり		事実上宿泊による納税義務者の負担が二重に生じることとなる。
B案	宿泊1人1泊 50円 日帰り 50円 ※宿泊税の創設に併せて改正	簡素な制度となり、納税義務者の負担が軽減される	入湯税の税収に減収が生じる。 ※減収見込額 約△0.3億円(平成29年度実績)

⇒ 宿泊税の創設に伴う納税義務者の二重の負担について、軽減を図るためB案としてはどうか。

課税要件	検討案			
課税客体	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設			
課税標準	上記施設への宿泊数			
納税義務者	上記施設への宿泊者			
特別徴収義務者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者			
徴収方法	特別徴収 ※特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。			
税率	【A案】 一人一泊について、 宿泊料金が 2万円未満・・・ 300円 2万円以上5万円未満 ・・・ 500円 5万円以上・・・ 1,000円	【B案】 一人一泊について、 宿泊料金が 2万円未満・・・ 200円 2万円以上5万円未満 ・・・ 500円 5万円以上・・・ 1,000円	【C案】 一人一泊について、 宿泊料金が 2万円未満・・・ 200円 2万円以上・・・ 500円	【D案】 一人一泊について 一律 200円
免税点	なし			
課税免除	設けない			
入湯税	【A案】 宿泊1人1泊 150円 日帰り 50円		【B案】 宿泊1人1泊 50円 日帰り 50円	